

農業委員の募集について

農業委員の任期満了（令和 8 年 4 月 3 0 日（木））に伴い、新たな農業委員を募集します。

農業に精通した方なら、どなたでも自薦・他薦により応募できます。

1 募集人数

定数 1 9 名

2 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、委員になることはできません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 主な職務内容

- (1) 農地の権利移動などの申請の許可、決定等審査のための現地調査及び委員会の会議出席（原則月 1 回）
- (2) 農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消
- (3) 担い手等への農地集積・集約化の推進
- (4) 新規就農の確保・育成・支援など
- (5) 農地バンク事業の推進

4 応募方法

規定の応募様式に必要事項を明記し、添付書類を添えて、持参又は郵送により申込先へ提出してください。

応募様式は、農業委員会事務局及び各支所地域振興課産業建設グループ、甕島振興局地域振興課産業建設グループに準備しています。

5 公募期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）まで午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

持参の場合は必着、郵送の場合は当日消印有効

※ 再公募の場合は、公募期間をさらに一か月延長いたします。

6 公表

応募者の状況は、市ホームページ上で公表します。（中間・最終）

なお、応募に際し、ご提出いただきました内容は公表されます。（住所・電話番号などは除く）

7 選任方法

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる者のうちから、薩摩川内市農業委員候補者選考委員会により候補者を選考し、市長が市議会の同意を得て、令和8年5月に任命します。

ただし、法律の規定などにより、選考に当たっては次のような条件があります。

- (1) 認定農業者等が過半数を占めること
- (2) 農業委員会の所掌する事務について、利害関係のない人を含めること
- (3) 青年（50歳未満）・女性を積極的に登用すること

8 任期

令和8年5月1日から令和11年4月30日（3年間）

9 報酬・費用弁償

本市条例による

10 その他

農業委員の身分は非常勤特別職です。秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は、在職中だけではなく、退任後も漏らしてはなりません。

1.1 問い合わせ先

薩摩川内市農業委員会事務局

TEL 0996-23-5111（内線5611・5625）

1.2 応募先

- ・ 郵送の場合は、薩摩川内市農業委員会事務局
〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
- ・ 持参の場合は、薩摩川内市農業委員会事務局、各支所地域振興課
産業建設グループ又は甕島振興局地域振興課産業建設グループ